発行／株式会社　創和ネクスト　　パートナー通信　　令和7年11月発行

第207号

パートナー通信 Partner

11月号

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-5-12　株式会社 創和ネクスト

当社リノベーション物件
※P8にて、詳しく紹介しています。

当社の管理物件
今月の入居率＝96.8%

今月の話題…PickUP！

【収益最大化のための！賃貸経営塾】

インボイス時代の“勝ち筋”

法人化は数字ではなく設計で決める

【賃貸業界のニュースから】

『来年度予算案』国の７兆円は賃貸経営にどう流れる？

オーナーが知るべき４つの未来図

ごあいさつ

世田谷 千歳烏山・芦花公園を中心に不動産の仲介・管理を行っております、株式会社 創和ネクストと申します。地元の皆様にお引き立ていただき、20年にわたり営業を続けてまいりました。おかげ様で多くの管理委託オーナー様にお取引を続けていただいております。弊社の経営目標は「オーナー様の収益の最大化」。現況の厳しい賃貸経営環境を憂慮し、社員一同、この目標のもとに業務を行っております。その目標の一環として発行しております、本情報誌『パートナー通信』では、オーナー様の賃貸経営の一助となる情報や、収益最大化の対策をお知らせできましたら幸いと思っております。ご高覧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

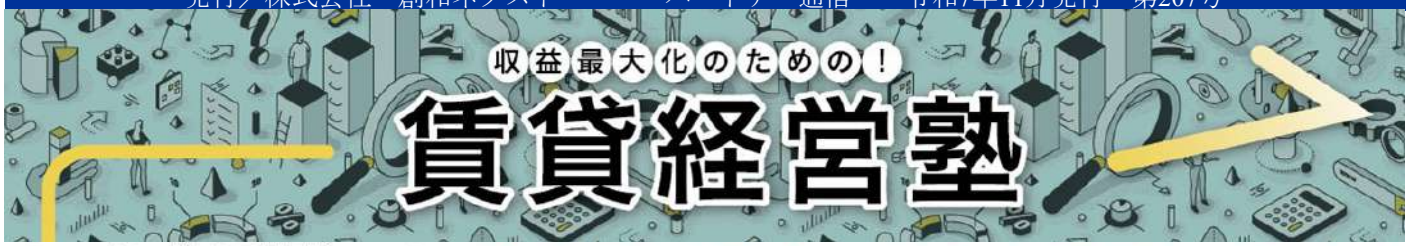

インボイス時代の“勝ち筋”　法人化は数字ではなく設計で決める

「法人化」は節税の切り札にも、経営の足かせにもなり得る、まさに諸刃の剣です。かつて「課税所得900万円」が目安とされましたが、インボイス制度などの変化により、その判断は遥かに複雑化。安易な判断は、将来のキャッシュフローを大きく損なう危険性をはらんでいます。

たとえば、住居中心に1階テナントと月極駐車場を持つオーナーKさんの場合。外壁と屋上の改修に2,000万円（税抜）を予定。税理士から「法人化も視野」と言われたが踏ん切りがつかない。ここで**①税額②会社負担を含む社会保険料③改修の消費税処理**を重ねて検討。まず入口で迷わないために、税金だけの超シンプル比較で“方向性”を掴みます。（右図参照）
すなわち、**税金だけ**で見ると法人が**約106万4,000円有利**※1という“方向性”が見えます。

ここからが実務です。Kさんは**改修年の消費税（仕入控除の按分）や会社負担の社会保険**まで含めて**3年CF**を作成。事業用・駐車場の“課税売上”があるぶん、改修に含まれる消費税の回収余地が生まれる一方、役員報酬に応じた**会社負担の社会保険**が新コストとして発生。この2つを**投資の年度配分**と合わせ、**方式選択（個別対応／一括比例）**※2、**役員報酬の置き方**を微調整した結果、「改修を起点に資金を回収→再投資」の道筋が描け、Kさんは法人化を選びました。
一方、住居のみで運営している場合は、居住用賃料が原則非課税のため、インボイスや課税事業者選択の効果は限定的。ここでの判断軸は**消費税ではなく、「所得税＋会社負担社保」を合わせた総コスト**に移ります。

【ざっくり比較】税金だけで見たらどっちがお得？（個人vs法人）
前提：年間の儲け（課税所得）が 1,000万円 の場合

項目	Ⓐ 個人事業主のまま	Ⓑ 法人化した場合
儲けの分け方	すべて個人の所得 課税所得 1,000万円	役員報酬と会社の利益に分ける 役員報酬 600万円 会社の利益 400万円
税金の内訳	個人の税金（概算） 所得税 176.4万円 （33%－速算控除） 住民税 100万円 （約 10%）	会社の税金（概算） 法人税など 120万円 （30% 仮置き） ＋ 役員個人の税金（概算） （給与所得控除・社保控除・基礎控除後） 所得税 約20万円 住民税 約30万円
税金の合計	約 276 万円	約 170 万円
年間の差額 Ⓐ－Ⓑ	法人が 約 106 万円お得！	

（3 ページに続く）

株式会社 創和ネクスト が選ばれる 8 の理由

平均95%以上の高い入居率
一般的な平均入居率85%に対し高入居率をキープ！

地元で20年の信頼
当社は千歳烏山・芦花公園で20年の実績がございます！

滞納率1%以下
保証会社をつけなくても安心！

仲介（賃貸）管理 リフォーム 3部署体制
不動産にかかわる全てをサポートできます！

オーナー様 定期訪問
facetofaceで15年以上の営業・管理経験者が対応！

(2 ページから続く)

結局のところ、同じ“法人化”でも勝ち筋はポートフォリオで全く変わります。 **この複雑な要素を、オーナー様お一人で検討するには限界があり、本質を見誤る危険性があります。**

① **どんな収益で資金が入るか**
（住居中心か、事業用や駐車場をどれだけ含むか）

② **いつ、いくら投資するか**
（改修・取得の時期と規模）

③ **役員報酬と社会保険をどう設計するか**
（期中で動かしにくい前提を踏まえる）

この3点を**同一の時間軸（3年CF）で重ね、“税＋社保＋投資”の合算でプラスが出る設計**を選ぶ。ここに、インボイス以後の法人化判断のコアがあります。さらに、承継まで視野に入れるなら、資産そのものではなく株式で移す選択肢が広がります。議決権や分配の設計、後継者の関与ステップを柔軟に描けるのが法人の強み。短期の節税だけでなく、**10年の資本政策**を一本化できる点も見逃せません。最後に、今すぐやることを3つだけ。

① **直近3年の賃料内訳と、向こう3年の投資予定を一覧化する。**

② **役員報酬案＋会社負担社保を載せた3年CFを作る**（期中変更不可の原則を前提）。

③ **税理士と、消費税の方式とスケジュール**（原則課税／簡易、按分の考え方）**を決める。**

結論は「法人化すべきか」という二者択一ではありません。**「どうすれば資金が増える設計を描けるか」**です。そして、その最適な設計図は、税務と賃貸経営の両方に精通したプロのパートナーがいなければ描くことはできません。もし少しでもご不安があれば、まずはお気軽にご相談ください。

※1.この比較は税金のみです。法人化では会社負担の社会保険（例：報酬600万円で年約90万円）が別途発生し、条件次第で逆転します。住民税は均等割等を無視した概算で、実額は控除・料率・地域で変動します。「個人：課税所得1,000万円」（控除後）に対し、法人側は「会社400万円課税所得＋役員報酬600万円（控除適用後の課税所得≒300万円）」という配分モデルでの方向性比較です。
※2.方式選択：支払った消費税を、課税売上と非課税売上にどう振り分けるかの計算方法（個別対応方式／一括比例配分方式）

11月の花　シクラメン

花言葉 「はにかみ」「遠慮」「内気な愛」

シクラメンは、11月頃から冬の寒さの中で彩りを添える鉢花として親しまれています。うつむくように咲く花姿から「はにかみ」「遠慮」といった花言葉がつけられました。また、可憐な花びらが静かに広がる様子は「内気な愛」を象徴しています。贈り物としても人気が高く、室内でも長く楽しめるシクラメンは、晩秋から冬にかけて温かさを運び、人々の心を優しく包み込んでくれる花です。

オーナー様の キャッシュフローを増やします

それが一番大事、と考えています。

当社代表も 大家さん

どこよりもオーナー様の立場になって考えます！

家賃UPの リノベーション

家賃がアップしないと意味がありません！

●他の管理会社にまかせているから管理をお願いできない
●管理をどこにお願いしていいかわからない
●リフォームって本当に空室対策になるか心配
●他社の管理とどう違うの？

空室対策は物件によって異なります！
満室経験豊富なスタッフが、
直接オーナー様のお悩みを伺います！

弁護士による賃貸法律相談室

滞納２ヶ月でも契約解除は可能？
弁護士が裁判例で解説する家賃トラブルの判断基準

賃料を支払わずに音信不通になる、あるいは少額入金を繰り返すといった入居者の対応にお悩みではありませんか。今回は、そうした賃料支払いに問題を起こす入居者に対する**「賃料不払いによる契約解除」**の法的な考え方を、実際の裁判例を通じて解説します。

賃料不払いによる契約解除の可否とその基準

賃貸オーナー様から弁護士に寄せられる相談で多いのは、原状回復と賃料不払いの紛争です。賃料の支払い義務は、賃貸借契約における賃借人の最も重要な義務です。したがって、この義務を誠実に履行しない賃借人に対し、賃貸人が契約解除を求めるのは当然の流れです。
しかし、賃料の不払いが一度でもあれば、必ず契約を解除できるわけではありません。ここで問題となるのが「信頼関係破壊の法理」です。これは、賃借人の契約違反が、当事者間の信頼関係を破壊するほど重大なものでなければ、契約解除は認められないという考え方です。つまり、形式的な契約違反だけでなく、その程度や背景が問われます。
では、どの程度の賃料不払いであれば契約解除が可能なのでしょうか。裁判実務では、原則として「賃料の不払いが合計３ヶ月分に達した時点」で信頼関係が破壊され、解除が可能になるという基準が概ね確立されています。
ただし、この「３ヶ月分」という基準はあくまで目安です。その他の事情を考慮し、滞納が３ヶ月未満でも解除が認められたり、逆に３ヶ月に達していても解除が認められなかったりする裁判例もあります。以下では、対照的な２つの事例を紹介します。

２ヶ月分の賃料不払いで解除が認められた事例

東京地裁平成２９年５月２５日判決は、２ヶ月分の賃料不払いで解除を認めた裁判例です。この事案の賃借人は、「管理費が高額だ」と一方的に主張し、５ヶ月にわたって毎月１万円を減額して支払い続けました。保証会社が不足分を代位弁済していましたが、その後２ヶ月は賃料を全く支払わなかったため、賃貸人が解除を通知しました。このような一方的な減額行為は、オーナー様が遭遇しがちな「逆ギレ」に近い態度と見なされることもあります。
実際、裁判所は２ヶ月分の不払いに加え、**賃借人が５ヶ月間も独断で減額を続けたこと**や、**管理費減額等の不当な要求を執拗に行った**等の背信的態様を総合的に評価しました。その結果、信頼関係の破壊を肯定し、契約解除と建物の明渡しを認めたのです。このように、滞納月数が形式上２ヶ月分であっても、少額入金の継続や不当な要求といった他の背信的な事情が重なれば、信頼関係の破壊が認められる可能性は高まります。

３ヶ月分の賃料不払いでも解除が認められなかった事例

東京地裁平成２５年４月１６日判決は、３ヶ月分の賃料不払いでも直ちには契約解除を認めなかった裁判例です。
この事案では、賃借人が３ヶ月分の賃料を滞納したため、賃貸人は支払期限（６月６日）を定めて催告しました。期限内に支払いがなかったため翌７日に解除通知を発したところ、賃借人はさらにその翌日の８日に、滞納していた３ヶ月分を一括で弁済しました。
なお、この事案の特殊事情として、滞納が起きる前から賃借人が賃料減額の調停を申し立てており、話し合いが継続している最中での出来事でした。
このケースで裁判所は、６月７日の解除通知について、**調停係属中であったこと**や、**催告期限のわずか２日後に滞納していた３ヶ月分が一括で支払われた事情を重視**しました。そして、この時点では信頼関係の破壊には至っていないとして、解除を無効と判断しました。他方で、この賃借人はその後も不払いを続けた（この間、わずか６万円の少額入金があったのみ）ため、賃貸人が１１月６日に再度行った解除の意思表示は、長期の不払いにより信頼関係が破壊されたとして有効とされ、最終的に明渡しが命じられています。
以上のとおり、「３ヶ月分の滞納」は絶対的な基準ではなく、不払いの理由や解除通知に至る経緯、その後の対応などを総合的に考慮して、解除の可否が判断されることがわかります。

「賃料３ヶ月分の不払いによる解除」は裁判実務で確立された基準ですが、その根底には常に「信頼関係が破壊されたか」という判断軸があります。
したがって、賃料不払いで紛争中の賃借人がいる場合、契約解除を確実にするためには、交渉の経過など賃借人の問題行動を証拠化しておくことが極めて重要です。
例えば、**電話内容の録音、少額入金や支払い遅延の正確な記録、不当な要求が書かれたメールやLINEなどの保存**です。これらの記録は、単なる滞納月数だけでなく、賃借人の悪質性や背信性を客観的に立証し、より確実な契約解除へと繋げるための鍵となります。

国土交通省が来年度に向けてまとめた概算要求は、一般会計で7兆812億円と、今年度に比べて19%の大幅増となりました。今年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没などを受け、全国のインフラ老朽化対策に1兆円規模を投じるためです。さらに、土砂災害や地震、津波に備えた防災・減災対策にも1兆円余を盛り込みました。
インフラ維持が最優先される一方、住宅分野でも賃貸経営に直結する政策の方向性が見えてきます。空き家対策、高齢者や子育て世帯への支援、改修工事の補助、さらには不動産市場のDX化など。来年度予算は、オーナーにとって「これからの賃貸経営の大きな流れ」を先取りする内容といえそうです。

① 空き家・相続問題が対策を迫る

日本の空き家はこの20年間で急増し、2003年の約212万戸から**2023年には約385万戸へと1.8倍**に膨らみました。今後は相続をきっかけに、さらに大量の空き家が発生すると予測されています。国はこの流れに対応し、除却や再生に対する補助を強化、自治体や専門法人による管理・活用を後押しする方針です。
賃貸住宅も、将来的に空き家となるリスクを抱えています。オーナーには、早い段階から出口戦略を描くことが欠かせなくなりそうです。物件を維持・再生して次世代に引き継ぐのか、それとも市場で売却して資金を回収するのか。国の支援制度も意識しつつ、自分の物件を「空き家予備軍」として見据えておくことが求められる時代に入っています。

② 高齢者・子育て世帯への対応が不可欠に

単身高齢者の世帯は年々増加し、2030年には887万世帯に達すると見込まれ、孤独死リスクが社会問題化しています。国交省は居住支援法人による見守り等を制度化し、**オーナーが高齢者に部屋を貸しやすい仕組みづくり**へ予算要求を行いました。
賃貸経営の現場では「貸しにくい層」への対応がますます重要になります。高齢者をどう取り込むか。
「国交省概算要求を読むと、空室対策であると同時に、地域社会におけるオーナーの役割を拡大する試みに繋がる可能性も見えてきます」（経済紙・記者）

③ 改修投資を後押しする補助金

住宅の省エネ化やバリアフリー改修を対象とする支援制度も拡充されます。2025年4月には省エネ基準の義務化が開始。さらに2030年には、新築全体の平均でZEHやZEB水準の性能を目指す政策目標が掲げられ、これに合わせて既存建物の改修を後押しする補助金が組まれました。
古い賃貸物件を抱えるオーナーには、修繕や改修に先手を打つかどうかが経営を左右します。放置すれば家賃下落や入居率低下につながりますが、補助金活用で早めに設備を更新すれば、入居者の満足度向上と資産価値の維持につながるかもしれません。
特に給湯器や空調など更新サイクルの短い設備は、円安や資材高騰の影響で負担がかさみます。国の支援を活かし、省エネ機器や断熱改修を進めれば、長期的なランニングコスト削減にもつながるでしょう。来年度に向けて今から準備しておくべき話題になりそうです。

④ DXで物件情報の広がりに変化が

不動産市場の透明化を目指し、国は**「不動産ID」**の導入を進めています。住所や建物を一意に特定できるようになる仕組みで、令和9年度から試験運用が始まる予定です。加えて、不動産情報ライブラリの整備が進められており、物件ごとに価格、災害リスク、都市計画などの情報が統合的に表示できるようになりました。

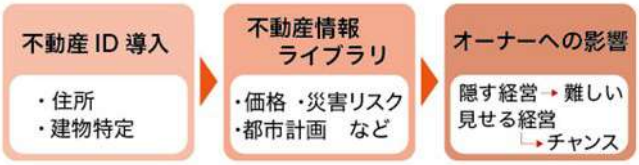

「不動産IDや情報ライブラリは、**『情報を隠す時代』**の終わりを意味します。これはオーナーにとって不利にはたらくと同時に、チャンスにもなります。耐震補強や省エネ設備をアピールすれば、むしろ差別化要因になる。つまり隠すより**見せる経営**が問われるようになる」（経済紙・記者）
たとえば、**耐震補強や省エネ改修の実施状況を積極的に開示し、安心や快適さをアピールすることが重要**になるでしょう。その他の設備投資もより積極的にプラスの評価に繋がるかもしれません。
DXは単なるデジタル化ではなく、オーナーの姿勢を大きく変える契機となりそうです。

来年度予算の概算要求はたたき台ですが、今後具体的な制度設計が固まっていきます。オーナーや事業者にとっての実利がどの程度になるのかは、これからが本番です。引き続き注視しながら、この欄でも動きを追って紹介していきたいと思います。

相続の「ちょっといい話」…

連載　野口レポート

野口賢次様　NPO法人相続アドバイザー協議会副理事長、相続コーディネーター・野口塾塾長
「心の相続」を提唱し、数多くのコンサル実践から独自の理念を創り上げた相続コンサルの第一人者。
（弊社土屋は、相続アドバイザー協議会第７期卒業生。野口塾塾生）

「地主相続はカモの水かき」

　水面を泳いでいるカモを見るとスイスイと優雅です。ところが目に見えない水面下では絶えず脚を動かしています。
地主さんからセカンドオピニオンとして相談を受けました。被相続人には先妻との間に子がいます。相続でもめぬよう、公正証書遺言を作ってありました。税理士が関わっているので法的不備はありません。だが、先妻の子の遺留分を大きく侵害しています。もし、遺言を執行してしまったら遺留分の請求をしてくるでしょう。

また、不動産の特性を考慮していません。遺産のなかに一区画の土地があります。利用の現状と筆が異なっており、遺言（筆）通りに分割してしまうと、多くの土地が隣接地に越境したり、接道も満たせず、建築確認を取ることも売却することもできません。

１０筆以上ある土地を合筆し一筆に戻し、接道を満たした上で利用の実態に合わせ分筆をします。合筆は所有者が同じでなければできません。遺言で各相続人に登記をしてしまったら、合筆が不可能となり、多くの土地が死んでしまいます。

分割前の未分割共有状態なら、相続人全員のハンコが揃えば、合筆することができます。道も要件を満たし位置指定道路の認定を受ければ、建築基準法の道路とみなされ、建築確認の取得も可能となり売却もでき、全部の土地を生かすことができます。

　士業（税理士・土地家屋調査士・司法書士）とチームを組み、あとは自分を信じてやるしかありません。苦労しましたが、相続人に何度も状況を説明し理解をいただき、遺言を使わず土地を合筆したあと新たに分筆し、遺産分割協議で無事に合意しました。

ホッとする間もなく、相続税が待っています。相続税は１０カ月以内に現金一括納付が原則です。確定測量、越境物解消、開発許可要件などを満たし、期限内に土地を換金できるかが勝負です。

この土地をめぐり、不動産ブローカーが寄ってきます。旨いことを言ってきますが、相続人のことなど考えていません。商売にならぬと見るや潮が引くように一斉に去っていきます。

１０億２０億の土地資産家の、分割協議から相続税一括納付までの作業は、難度が高く心臓外科手術のようなものです。チームには地主の相続に精通した税理士と土地家屋調査士は欠かせません。

遺言を使ってしまえば楽です。だが、遺留分の請求をされてしまった、土地が死んでしまったでは、相続人が不幸になってしまいます。遺言を使わず（相続人全員の承諾が必要）、苦労を承知で、あえて遺産分割の話し合いを選びました。重い相続案件でしたが、専門知識を知恵にかえ、気力と体力を出し切りやり遂げました。

難しい仕事をさりげなくこなすのがプロです。だが、水面下では絶えず脚を動かしています。それはお客様からは見えません。
そんな苦労を支えているのは、やり遂げた達成感と、ブレない信念に加え、相続人を守る実務家としてのプライドです。

創和ネクストのHPが
リニューアルOPENしました!!

トップページからオーナー様の物件が検索できるようになりました!!　また、オーナー様向けサービスのご紹介やスタッフによるブログも更新しています
ぜひ一度ご覧ください！

下記QRコードから
アクセス
できます！

スマートフォンサイト

創和ネクスト　で検索!!
http://www.0008.co.jp/

入居者の皆さまに喜ばれています！

宅配ボックス導入例

当社管理
オーナー様が
実際に導入さ
れました！

今回の導入費用
297,550円（3BOXタイプ）
※物件、設置条件に合わせてお見積り
いたします。お気軽にご相談ください。

★空きスペースを
有効活用できる

★入居者ごとの
暗証番号で
トラブル防止

担当者より：
こちらの物件のオーナー様は、自宅に設置して大変重宝していることから、導入のご依頼を頂きました。設置後の入居者への周知も全てこちらで行いますので、スムーズに導入できます！

スタッフの…「たわいもない日常」

田代　宏賢

先月、テレビ東京の『アド街ック天国』で京王線・井の頭線沿線特集をやっていたのですが、ご覧になった方はいますか？4週連続で色々な駅をやっていたのですが、千歳烏山や調布など、馴染み深い街が出てきて思わず見てしまいました。弊社スタッフの中でも、その話題で盛り上がりました。行ったことのある店や、知っている人が出ていると何だか自慢げに言いたくなってしまうのは、誰でも同じ気持ちでしょうか。（笑）私はもう何十年と毎日京王線に乗っておりますので、京王沿線については十分知った気でおりましたが、こんな景色もあったのか～など新たな発見もありましたね。とりあえず番組でやっていた焼き鳥屋さんに行きたくなりました！

土屋　祐一郎

2か月ぶりの投稿です。前回は9月でした！まだまだかなり暑い暑い季節ですね。なんて言っていましたが私は今、完全防寒して出勤しております（笑）
さて、2か月前は4kg痩せたと書かせて頂きましたが5kg痩せました！ただ防寒着を着てるのであまり痩せた感はないのですが（笑）しかし標準体重にはまだまだで（苦笑）・・・・これから厚着にどんどんなりますからまあいいかにならないように地道に食事に気をつかいサプリメントと特茶を飲み！楽しく脂肪くんとお付き合いをしながら生活していきます。また先日オーナー様とお会いして蒟蒻いいわよ！あと運動ね！私も今、頑張ってるの！と励ましのお言葉を頂きました。ありがとうございます！！！！！
またこちらを投稿するのが3か月後！となると1月でしょうか？（2月号）まずは前回も書きましたが今より太らない事を最低限として頑張っていきたい今日この頃であります。（笑）工事担当としてはこの9月10月と前年同数ぐらいでした。エコキャンペーンの推進などオーナー様のお宅に訪問させて頂いたりとしておりました。大きな金額を掛けず使いやすい間取りをコンセプトにこの頃はご提案をさせて頂いている事も多く毎日他物件を見ながら使えるヒントを探しております。エコ以外でも何なりとご相談ください！！

表紙の部屋

どんな風にリノベしたのか…詳しくご紹介します！

…もともとはどんなお部屋だったのですか？

リノベーション担当・土屋（以下土屋）：「徒歩8分の築49年の木造のアパート、1DK洋室7帖タイプのBT別のペット可のお部屋でした。約9年居住のお部屋だったのですがフローリングも傷がついて摩耗している感じだったのでフロアタイル張替をご提案させていただきプチリノベをする事となりました。」

……リノベーションのポイントは？

土屋：「ペット可とゆう事もあり傷が目立たない凹凸があるフロアタイルを選び、洗濯物干しが狭い為、室内物干しを設置し、トイレ扉のレバーが古いタイプだったのでレバーハンドルに直し、トイレに棚を新設しました。また、コンセント/スイッチカバーを刷新しました。」

…リノベーション後の反響は？土屋：「募集後、即申込がありペットを飼われている単身20代の男性が入居致しました。」

リノベーションDATA

- ●工事期間　：0.5ヶ月
- ●工事費　：約601,370円
- ●空室期間　：20日（工事期間含まず）
- ●修繕費　：100％
- ●減価償却費：0％
- ●家賃の変化：70,000円⇒80,000

私の不動産業事始め

連載：第一〇六回

今月の独り言…　「多文化共生」

在留外国人（中長期間の滞在資格者）は2024年現在360万人、日本の人口の3%を占め、過去最高であり更にハイペースで増加している。当然ながら、在留資格者は日本に住居を持ち多くの方々は賃貸住宅を利用している。しかしである。文化の違いは様々なトラブルが発生する。

騒音、ゴミ出し、臭い等々。文化（生活習慣や価値観の違い）の違いは日常様々な場面でトラブルに発展する。管理する側は契約時、十分な説明をし、理解を求めなければならない。（悲しいかな弊社スタッフは日本語オンリーで、日本語を理解できない外国人の方はお断りしている。）

日本人外国人を問わず、決められたルールを守れない方はいる。しかし、外国人の場合は、彼らの母国の文化では当然ことが日本では否定される。

インド人夫婦が入居した。毎日のようにカレーを作る。香辛料の美味しそうな匂いである。しかし、その匂いは毎日共有廊下に充満し他の入居者から苦情が殺到した。注意してもインド人の入居者は、カレーを作ってはいけないとは契約書に書いていないと頑としてカレー作りを辞めなかった。

多文化共生とは、来る側も迎える側も相手を理解し、それぞれ準備をしなければ成り立たないのである。

最後までお目通しくださりありがとうございました！

※お手元に届きました情報誌がご不要の場合は、お手数ですが下記までお知らせください。以後、送付いたしません。
ご開封、ご一読、ありがとうございました。

株式会社創和ネクスト　TEL. 03-3300-2100　FAX:03-3300-2213